最終更新日：2015年3月31日
株式会社アマナ
代表取締役社長 進藤 博信
問合せ先：主計部 03-3740-4011
証券コード：2402
http://amana.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営の健全性・効率性を確保し迅速な意思決定を図ることで、経営環境の変化に対応し、継続的な企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底は経営の最重要課題の一つとして位置付けており、全役員・全社員が遵守する倫理上の規範として「アマナグループの行動規範」を定めております。グループ全体で、誠実かつ公正な企業活動の実践を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダー、地域社会から広く信頼される企業を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
進藤博信	1,235,400	22.84
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	540,800	10.00
株式会社堀内カラー	120,000	2.21
有限会社生活情報研究所	106,200	1.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.84
萬匠憲次	76,000	1.40
株式会社みずほ銀行	60,000	1.10
株式会社桜井グラフィックシステムズ	55,000	1.01
株式会社三井住友銀行	50,000	0.92
株式会社アマナ役員持株会(紫会)	49,800	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(2)大株主の状況は、2014年12月31日現在の株主名簿によっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田　宗昭	他の会社の出身者							○	○			
守屋　秀樹	他の会社の出身者									○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田　宗昭		当社第2位株主 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　代表取締役社長兼CEOであり、同社は主要株主であります。	企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に十分に貢献いただけると判断し、選任しております。
守屋　秀樹		株式会社ポリゴン・ピクチュアズの取締役であり、同社の社外役員として当社代表取締役進藤博信が就任しております。	エンタテインメントビジネスに精通されており、幅広い経験と高い見識による的確な助言を当社の経営に反映していくため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と、監査体制、監査計画、監査実施状況、会計監査人の職務の遂行に関する事項、その他監査上必要と思われる事項について、定期的に情報・意見交換を行っております。そのほか、通常の会計監査に加え重要な会計に関する課題について適宜相談・検討を行っております。
また、内部監査部門は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門の監査報告書を受領するとともに、定期的に又は随時に内部監査の状況と結果の報告を受けるなど、情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飛松　純一	弁護士													
高橋　俊博	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飛松　純一		―――	弁護士としての専門的な見地及び高い見識を有しており、客観的・中立的な視点で監査役監査の充実につなげていただけると判断し、選任しております。
高橋　俊博	○	―――	経営コンサルタントとしての専門的な見地と高い見識を有しており、客観的・中立的な視点で監査役監査の充実につなげていただけると判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことにより、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブについては、検討課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円を超える取締役はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成14年３月27日開催の第32期定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会に付議される議案については、事前に社外取締役及び社外監査役に対して、必要に応じて取締役会資料を送付のうえ、議案内容を説明しております。また、取締役会などの定例会議や状況に応じた会議をアレンジしております。（取締役会事務局が担当）

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業規模・形態及び経営の効率化等を勘案し、監査役会制度を採用しております。現行の体制は、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性と、適正な監督及び監視を可能とする経営体制が効果的に機能していると判断しております。

（取締役会）
取締役会は、毎月１回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制となっております。また、当社及び関係会社の業務執行に関する報告を受け、取締役の業務執行の状況を監督しております。
なお、社外取締役には、当社グループが公正かつ適法な経営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、経営全般にわたり、高い知見と経験に基づいた助言をいただいております。

（執行MTG）
執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針及び重要な事項に従い、業務執行を行っております。担当取締役と執行役員は、定期的に業務執行上の情報共有や課題解決の検討を行い、業務執行の機動性向上に努めております。

（監査役、監査役会）
監査役会は、毎月１回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、常勤監査役は、関係会社の取締役会、BDM等の重要な会議に出席し意見を述べるほか、グループ内の各部署や関係会社の業務執行状況を把握し、監査役会へ報告しております。このほか、内部監査室や会計監査人と意見交換を行い、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。

（BDM（経営会議））
当社のBDM（経営会議）は、代表取締役及び常勤取締役で構成され、毎週開催しております。当社のBDMには決議権はありませんが、グループ経営資源の最適な配分と効率的な運用を図るため、経営に関する重要事項の承認や業務遂行状況の報告・確認等を行い、意思決定の迅速化とグループ経営の強化を図っております。
なお、BDMには常勤監査役がオブザーバーとして参加しております。
当社で開催されるBDMは、当社グループを統括するものであり、コーポレート・ガバナンスの実効性の確認と企業倫理やコンプライアンスの徹底に努めております。

（責任限定契約の内容の概要）
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業規模・形態及び経営の効率化等を勘案し、監査役会制度を採用しております。現行の体制は、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性と、適正な監督及び監視を可能とする経営体制が効果的に機能していると判断しております。
このため、監査役会制度を引き続き採用するとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性の確認と企業倫理やコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めておりますが、当期については、株主総会開催日16日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の株主総会への出席を促すため、集中日を回避し、土曜日又は祝祭日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは作成し、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算後及び年次決算後に定期的に決算説明会を開催しております。また、毎四半期決算後、年次決算後については、個別ミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	毎四半期決算の開示書類を掲載しております。また、第2四半期決算及び年次決算においては、決算説明資料及び決算説明会の動画を配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	主計部IR担当が業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスの徹底は経営の最重要課題の一つとして位置付けており、全役員・全社員が遵守する倫理上の規範として「アマナグループの行動規範」を定めております。 グループ全体で、誠実かつ公正な企業活動の実践を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダー、地域社会から広く信頼される企業を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関しては、適時かつ適切に開示して企業活動の説明責任を果たすとともに、その理解を促進することによって、株主の皆様をはじめとするステークホルダー、地域社会から広く信頼される企業を目指しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役会において会社の内部統制に係る体制全般について決議し、その決議内容を遵守しております。
a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
d. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
e. 株式会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
f. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
g. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制システム構築のための具体的な体制につきましては、内部監査室、情報セキュリティ委員会、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス統括委員会、実務を担当するコンプライアンス委員会及びコンプライアンス事務局を設置しております。
「ISMS基本方針管理規定」「コンプライアンス基本規程」をはじめとする規程・細則などを整備し、コンプライアンス体制の構築を進めております。
また、アマナグループ企業行動規範、内部通報制度などの制定、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得するなど、グループ全体で法令遵守に取り組んでおります。このほか、コンプライアンス研修をe－ラーニングで実施しており、グループ社員がいつでもアクセス可能な環境を提供し、企業倫理やコンプライアンスの徹底に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本方針として、反社会的勢力との取引の排除を推進しております。
「反社会的勢力対策規程」は、当社コンプライアンス統括委員会が統括しておりますが、具体的な対応については当社総務部が情報を一元管理し、警察と連携した協力体制により、反社会的勢力の排除を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――